

使用時間別		8 : 30 ~	12 : 00 ~	17 : 00 ~	8 : 30 ~	12 : 00 ~	8 : 30 ~	入場料等を徴するとき及び商品の展示又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用するとき。	
		12 : 00	17 : 00	22 : 00	17 : 00	22 : 00	22 : 00		
大会議室	平日	円 5,210	円 9,430	円 15,310	円 13,920	円 23,510	円 26,970	各所定料金の8割増	
	休日	6,320	11,000	18,420	16,450	27,960	32,180		
中会議室	平日	1,550	2,320	3,660	3,680	5,680	6,780		
	休日	1,880	2,880	4,440	4,520	6,950	8,280		
小会議室	平日	1,110	1,550	2,880	2,520	4,210	4,980		
	休日	1,330	1,880	3,440	3,050	5,070	5,990		
3階会議室	平日	2,770	3,440	6,100	5,900	9,070	11,090		
	休日	2,990	4,440	7,430	7,070	11,280	13,380		
冷暖房設備		各室所定料金の6割相当額							
ピアノ		3,330	3,330	3,330	6,660	6,660	9,900		
放送設備		1,780	1,780	1,780	3,560	3,560	5,340		
白布（1枚）		550	550	550	550	550	550		

備考

- 1 休日とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
- 2 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 3 入場料等を徴するときとは、入場料、観覧料、寄附、入場券、優待券、資金募集その他名目のいかんを問わず入場について直接、又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 4 使用者が使用時間を超過して使用したときは、1時間につき申請した使用時間区分における所定の使用料を所定の時間で除した額の15割相当額を徴収する。この場合1時間に満たない時間の算定は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 5 ピアノ調律料は、含まない。
- 6 各区分の使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。